

(令和元年度第 2 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）
整備事業に係る事後調査報告書
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 4

- 宮古広域公園整備事業に係る環境影響評価準備書
 - (1) 事業概要 6
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 8

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業の概要

- 1 事業名 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業
- 2 都市計画決定権者 沖縄県知事 玉城 康裕
（沖縄県土木建築部 都市計画・モノレール課）
※環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第1項
- 3 事業者 沖縄県知事 玉城 康裕
（沖縄県土木建築部 南部土木事務所）
- 4 事業区間 南風原町字山川～南城市玉城字垣花 （別添図参照）
- 5 事業目的
南部東道路は、南城市知念・佐敷・玉城・大里から南風原町を經由して、那覇空港自動車道に連結する地域高規格道路であり、定時・定速を確保し、那覇市までの30分圏の確立を図り、地域住民に都市的サービスを提供するとともに、行動圏の拡大を図り、南部圏域の振興を支援する。
- 6 事業概要
 - (1) 事業種類 道路の新設及び改築の事業
 - (2) 事業延長 8,300メートル
 - (3) 施工期間 約7年（暫定供用）、約11年（完全供用）
- 7 経緯
 - (1) 事業計画の経緯
 - 平成5年3月 東部振興開発道路整備促進期成会・（財）南部振興会・島尻地域振興開発推進協議会より、県知事あて道路整備の陳情。
 - 平成5年11月 主要地方道南風原知念線の概略設計業務開始。
 - 12月 「沖縄県広域道路整備基本計画」のなかで、広域道路交流促進型として位置づけられる。
 - 平成6年～ 関係5町村（南風原町及び大里村、佐敷町、玉城村、知念村）と計画ルートについて個別協議を実施。
 - 平成6年12月 地域高規格道路の「計画路線」の指定を受ける。
 - 平成9年9月 地域高規格道路の「調査区間」の指定を受ける。
 - 平成13年11月 前記関係5町村の助役を中心とする「南部東道路調査検討委員会」を立ち上げ、行政レベルでの計画ルートの検討を行う。
 - 平成15年2月 「南部東道路調査検討委員会」にて、南風原町字山川から玉城村字垣花のつきしろIC（仮称）までの計画ルートが決定する。
 - 平成18年3月 地域高規格道路の「整備区間」に指定される。

(2) 環境影響評価の経緯

ア 方法書の手続

平成19年 4月23日	環境影響評価方法書の県への送付
4月24日	方法書の公告・縦覧（～5月28日）
5月18日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
6月11日	住民等の意見提出期限
6月13日	住民等の意見の概要書の提出
7月20日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
8月13日	方法書に対する知事意見の提出

イ 準備書の手続

平成22年 9月 2日	環境影響評価準備書の県への送付
9月 3日	準備書の公告・縦覧（～10月 4日）
10月18日	住民等の意見提出期限
11月 4日	住民等の意見の概要等の提出 (知事意見提出期限：平成23年 3月 4日)
11月10日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
平成23年 2月18日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
3月 3日	準備書に対する知事意見

ウ 評価書の手続

平成23年 6月10日	環境影響評価書の県への送付 (知事意見提出期限：平成23年 7月25日)
6月28日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
7月12日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
7月25日	評価書に対する知事意見
9月15日	補正後の環境影響評価書の県への送付
9月16日	評価書の公告・縦覧（～10月17日）

エ 事後調査報告書の手続き

平成27年 4月22日	工事着手届出書の県への送付
4月27日	工事着手
平成29年 1月10日	平成27年度事後調査報告書の県への送付
2月 3日	事後調査報告書の公告・縦覧（～ 3月 4日）
5月11日	環境の保全についての措置の要求
平成30年 5月30日	平成28年度事後調査報告書の県への送付
6月19日	事後調査報告書の公告・縦覧（～ 7月18日）
8月 8日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
10月18日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
11月 2日	環境の保全についての措置の要求

平成30年12月10日	平成29年度事後調査報告書の県への送付
平成31年4月26日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
令和元年7月9日	事後調査報告書の公告・縦覧（～8月7日）
月 日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
月 日	環境の保全についての措置の要求

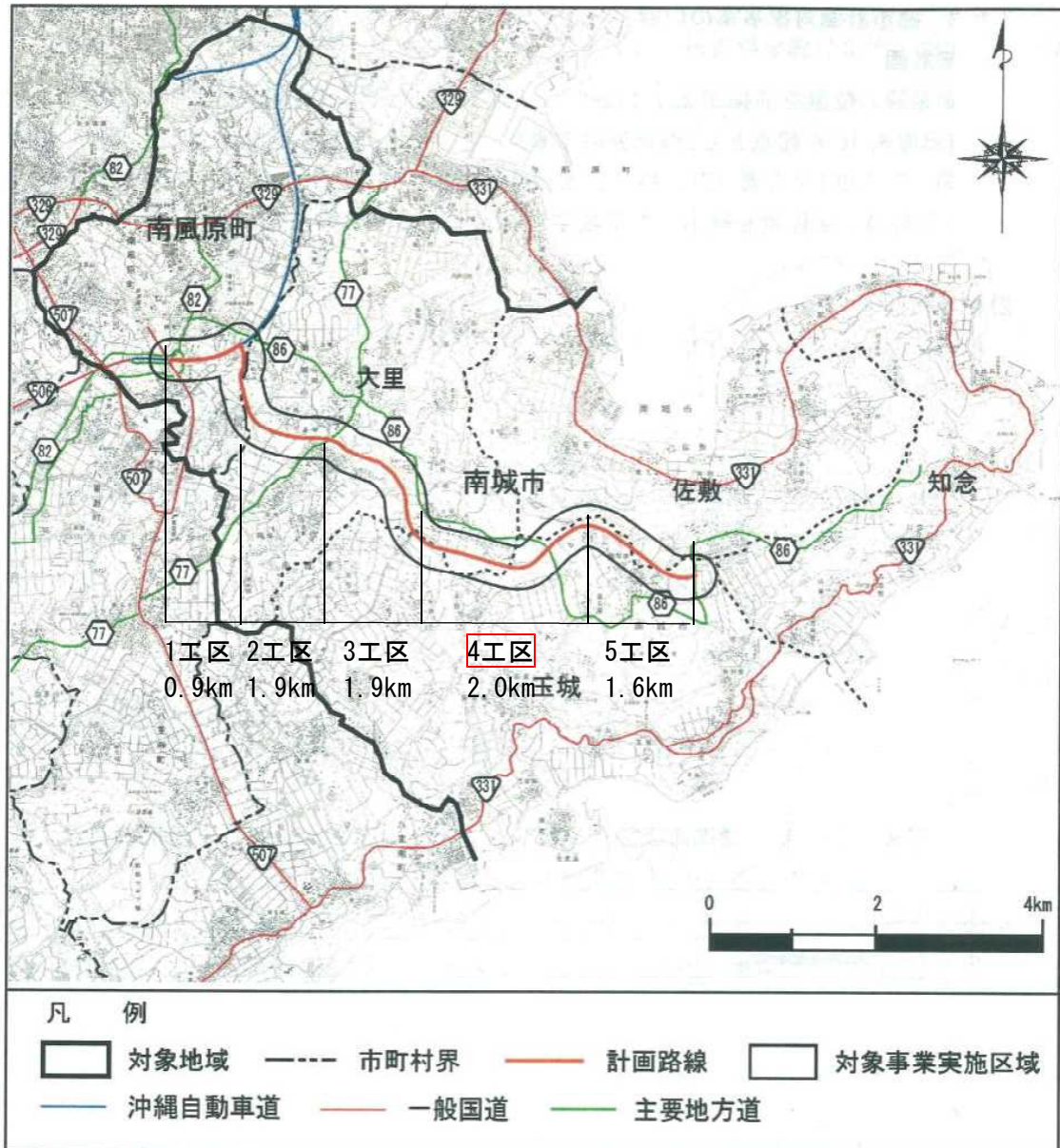
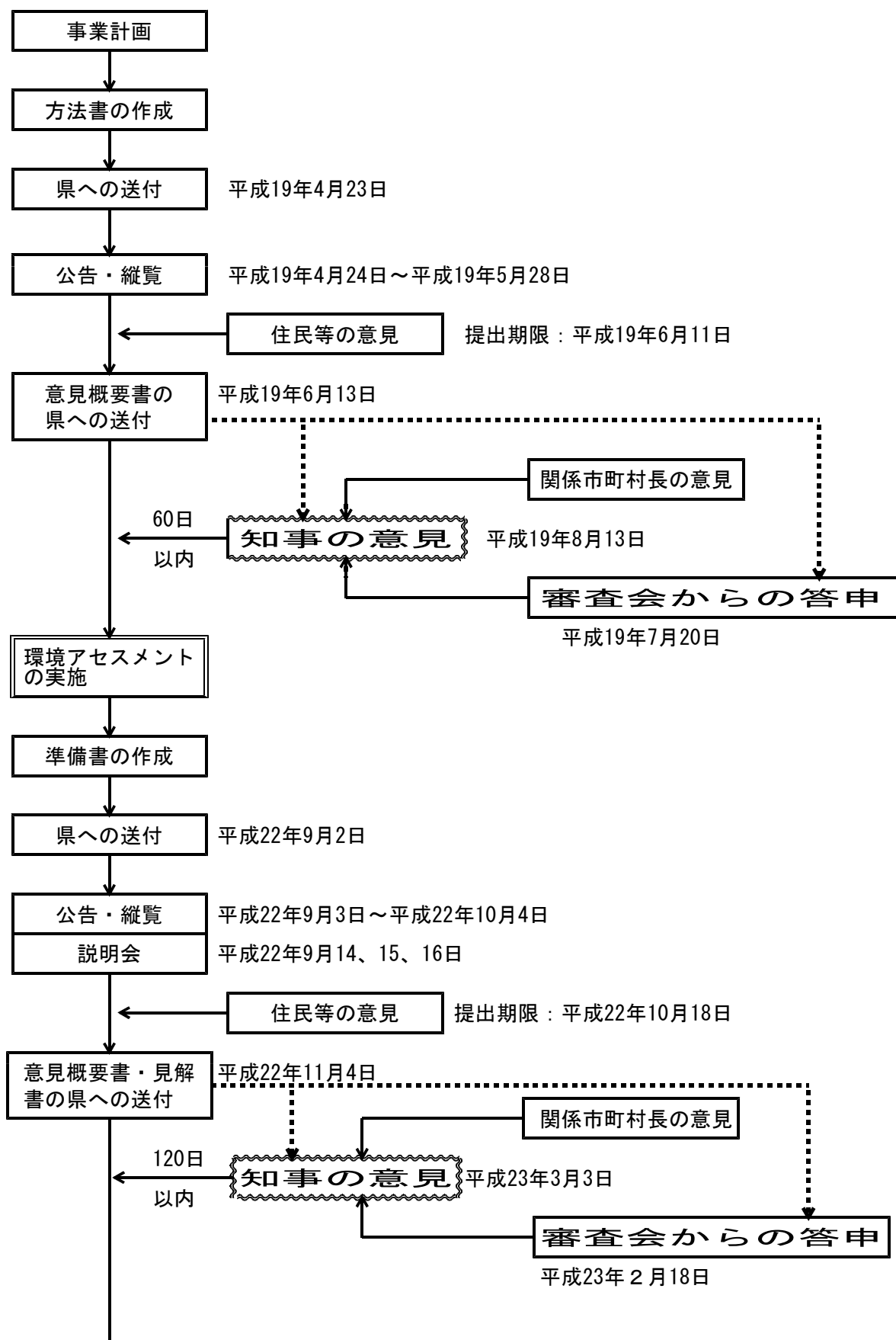
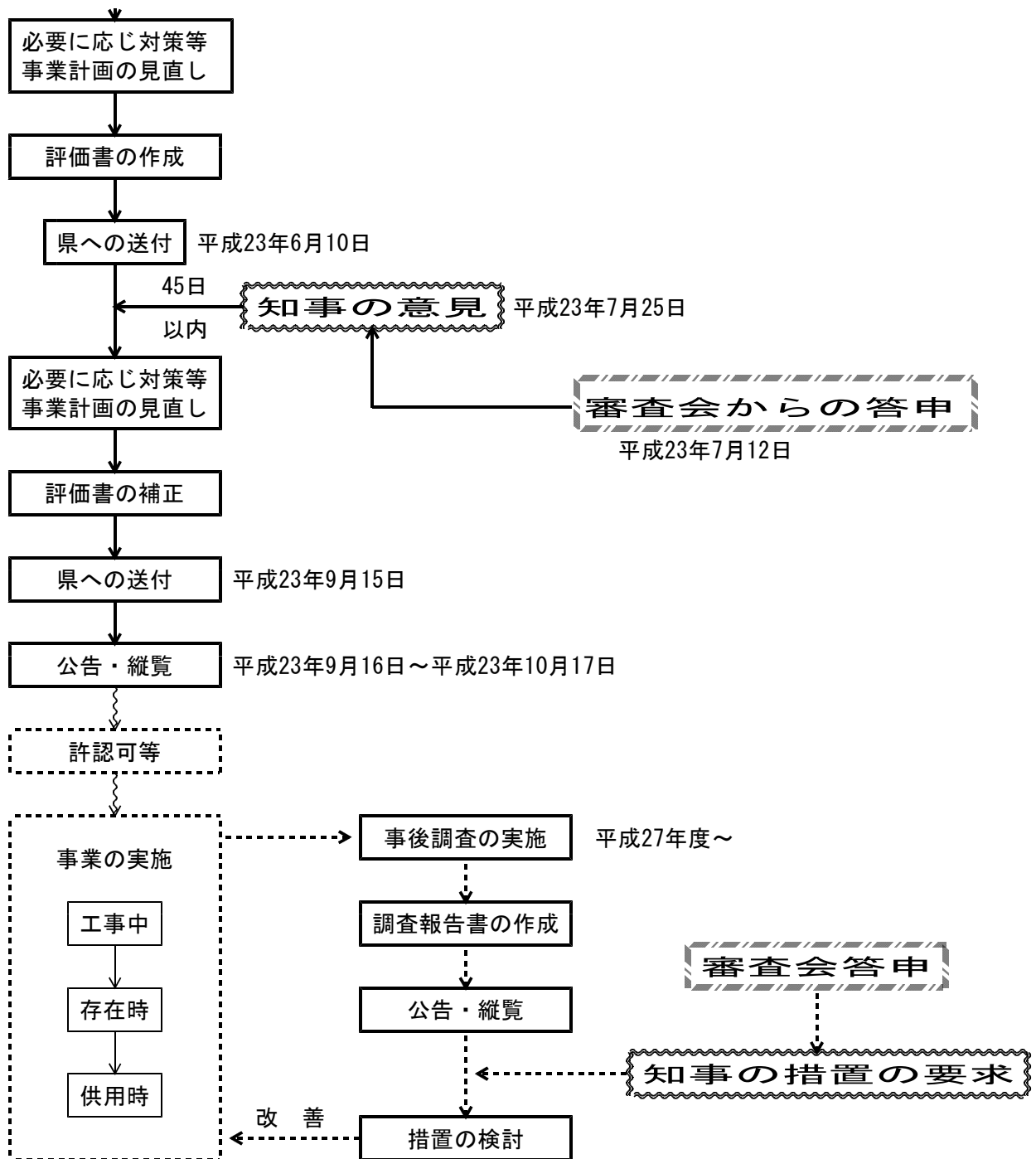


図. 都市計画対象事業実施区域の位置図（「主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業に係る環境影響評価書」（平成23年6月 沖縄県）より転載）

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業の 環境アセスメントに関する流れ





宮古広域公園整備事業の概要

1 事業名 宮古広域公園整備事業

2 都市計画決定権者 沖縄県知事 玉城 康裕

※対象事業が都市計画に定められる場合において、都市計画決定権者が県である場合は環境影響評価手続を都市計画決定権者が行うものとする。

【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第1項

3 事業場所 宮古島市下地字与那覇

4 事業目的

県内で唯一、広域公園が未整備の宮古圏域において広域的なレクリエーション需要に対応するため、広域公園の整備に努めるとしている。

公園整備の基本理念として「宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした（仮称）『ミヤークヌ・オー・イム・パーク』の実現」が掲げられており、この実現を図ることを目的としている。

5 事業概要

(1) 事業種類 スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設の事業

(2) 事業規模 約50.2ha

(3) 計画ゾーン 海岸保全・活用ゾーン、海辺の森保全・活用ゾーン、
観光・レクリエーションゾーン、
健康・スポーツゾーン、エントランスゾーン、

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成25年11月 公園コンセプト及び公園機能の検討、9候補地を選定
平成26年3月 公園コンセプトの決定、2候補地（前浜地区、下地島地区）に絞り込み
〃 6月 公園候補地を前浜地区に選定
〃 12月 （仮称）宮古圏域広域公園基本構想の策定
平成27年11月 計画段階環境配慮書において設定するゾーニングの複数案を決定

※以上については、「宮古圏域公園（仮称）計画検討委員会」を設置し検討や決定等を行っている。

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成28年4月14日 計画段階環境配慮書の県への送付
5月27日 計画段階配慮書に対する知事意見の提出

○方法書手続

平成29年7月24日 方法書の県への送付
7月26日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
8月18日 方法書の公告・縦覧（～9月19日）
10月10日 住民等の意見の概要書の県への送付（意見書の数0件）
11月30日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
12月8日 方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

- 令和元年 6月10日 準備書の県への送付
- 6月11日 準備書の公告及び縦覧（～7月10日）
- 6月18日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
- 月 日 住民等の意見の概要書及び事業者見解書の県への送付
- 月 日 準備書に対する知事意見の提出

宮古圏域広域公園整備事業の環境アセスメントに関する流れ

